

官報

号外 昭和三十九年三月三十一日

○第四十六回 衆議院会議録第二十号

昭和三十九年三月三十一日(火曜日)

する法律案(内閣提出、参議院送付)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後五時七分開議
午後二時閉議

昭和三十九年三月三十一日

第一 石炭鉱害賠償担保等臨時措

置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

官報(号外)

議員諸暇の件

国産生ワクチン投与に関する緊急質問(伊藤よし子君提出)

日程第一 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(伊藤よし子君提出)

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国産生ワクチン投与に関する緊急質問を許可いたします。伊藤よし子君。

〔伊藤よし子君登壇〕

○伊藤よし子君 最近、小児麻痺の国産生ワクチン投与にあたって、たまたま各地に事故が発生したので、母親たちの間に大きな不安を巻き起こし、中には投与を中止する地区も出ましたことは、すでに新聞紙等にもたびたび取り上げられましたところでございまして、今日、緊急な事態はいさか去ったようにも思われますが、まだ全般的に母親の不安が取り除かれたとも考へられませんので、この国産生ワクチン問題に縮めくりをいたす意味合いにおいて、御質問を申し上げたいと思ひます。(拍手)

昭和三十五、六年に発生した小児麻痺流行の際、全国の母親の熱望にこたえて、厚生省が、ソ連、カナダから生ワクチンを輸入し、一齊投与に踏み切られた結果、幸いにして、あの流行を抑えることができました。あのとき以来、生ワクチンといふものの性質上、

國産生ワクチン投与に関する伊藤よし子君の緊急質問

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

早く国産品のできますことを、私どもも意願してまいりました次第でございました。

今日、関係方面の研究、御努力の結果、国際的な基準に従つた国産生ワクチンの製造が実現いたしましたこと

は、その限り、私も喜んでいます。

ところが、二月下旬以来、厚生省の指導によつて、全国各地

で希望者に対し、この国産生ワクチンの投与が一齊に始められましてから、

時を同じくして各地で死亡者が出了

り、下痢、発熱の症状を呈する子供が出て、世の母親の間に大きな不安を巻き起こしましたことは、政府もすでに御存じのとおりでございます。

この点について、わが党は、すでに先月以来、衆参両院の社会労働委員会において、小児麻痺の国産生ワクチンの安全性につきまして、わが党の委員が先頭になって、厚生当局に対し質疑を行なっていますとともに、引き続き、参議院においては、権威あるその道の専門の学者、医師等を国会にお招きいたして参考意見を聴取し、その安全性を確かめてまいつたわけでござります

が、その後においても、二、三の死亡事故が発生し、母親の不安が一そろ高まり、投与を中止いたす地区も出てまいりました。これに対し、厚生省は、おくれさせながら公開説明会などを開き、ただ安全性の強調をのみされまいったのでございますが、何と申

しましても、大切な子供の生命に関する重大な問題でございますから、わが党は、単なる当局の説明だけでは満足しないで、念には念を入れるため、事故の起きました五カ所の地方にそれぞれ議員を派遣し、実情をつぶさに調査することにいたし、私も桑名市の調査にまいりました一人でございます。この調査の報告をまとめました結果は、まだ医学的にその死因が時間的に判明しないものもございましたが、少なくとも国産生ワクチン 자체が危険であるという結論には達しませんでした。ことはをかえて言えば、国産生ワクチンの安全性は、今日、国際的に最高であると認められているソ連、カナダ製のものと変わりはないと考えてよろしいといふことになつたわけでございます。しかし、何と申しましても、私どもは、直接医学的な研究機関を持つているわけではございませんし、また、ごく常識的な判断にすぎません。

そこで、世の母親の不安を除き、お

るべき小児麻痺から子供を守るために全国で国産生ワクチンの投与を終えた子供の数と、投与を予定した子供の中でお未投与の子供の数は何名ぐらゐあるか。また、投与を中止をしていられる地区はどのくらいあるか。あるいは

た子供のものは四十七円に行なっております。この点、ソ連生ワクチンの価格の問題でございますが、ソ連からの輸入生ワクチンが一人一回二十五円に対し、国産のものは四十七円になつております。この点、ソ連生ワクチンは政策的にどうでもなる値段だ

ます。(拍手) また、このように万全を期して投与を行なつても、万一事故が発生した場合、國としての補償の点はどうのようにお考えになつてお伺いしたいと存じます。(拍手)

次にお伺いしたいのは、現在、政府が合同してできた株式会社日本生ワクチン研究所であり、かつての国産生ワクチンの製造の主体が、六社

が合併してしまつた後、今後は、三十七年度の調査で、一歳から十五歳までの者は小児麻痺に対し八〇%の人工免疫になつてゐるから、今後生まれた乳幼児のみを対象として生ワクチンを投与すればよいとされておりますが、なお万全を期するため、義務教育前の児童にまで対象の範囲を拡大する必要があるではないかと考へます。が、この点はいかがお考えでござりますか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

次に、本来、生ワクチンのような国民の保健上欠くことのできないもので、法によって定められた予防接種を行なうものは、營利的な私企業の製造にまかせることは當を得ないことでございまして、採算ベースをはずして、

国で製造、検定とともに行なつて、國民には無償で投与を行なうべき性質のものと考へますが、この点特に総理大臣の御答弁をお願いする次第でございます。(拍手)

臣の御答弁をお願いしたいと存じます。(拍手) 第二にお伺いしたいのは、現在まで

のより安全性と有効性を確かめていく

ことが、今後に備えて必要ではない

かと考へますが、この点いかにお考えでございますか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

臣の御答弁をお願いしたいと存じます。(拍手)

この点いかと考えますかが、この点厚生大臣はどのような御見解であるか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

臣の御答弁をお願いしたいと存じます。(拍手)

次にお伺いしたいのは、国産生ワクチ

ンの価格の問題でございますが、ソ

連からの輸入生ワクチンが一人一回二

十五円に対し、国産のものは四十七円

になつております。この点、ソ連生ワクチ

ンは政策的にどうでもなる値段だ

はないかと考えますかが、この点厚生大

臣はどのようにお考えでございますか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

臣の御答弁をお願いしたいと存じます。(拍手)

次にお伺いしたいのは、国産生ワクチ

ンの価格の問題でございますが、ソ

連からの輸入生ワクチンが一人一回二

十五円に対し、国産のものは四十七円

になつております。この点、ソ連生ワクチ

ンは政策的にどうでもなる値段だ

はないかと考えますかが、この点厚生大

臣はどのようにお考えでございますか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

いして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇】

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたしました。

國產生ワクチンは無害であり、安全であり、かつ健康管理上必要であることは、学者・専門家の意見の一一致するところであります。したがいまして、私は、安心して生ワクチンの投与を受けられるより、積極的に国民に呼びかける考えであります。

また、生ワクチンを無償で供与したらどうかという御意見でござりますが、ただいまも生活保護を受けておる人、あるいはまたそれ以上の方にも一定の範囲内で無償でやっておりますが、全部に無償にするかどうかは、今後検討していきたいと思っておりま

す。(拍手)

【國務大臣小林武治君登壇】

○國務大臣(小林武治君) 昭和三十八年度の下半期の小児麻痺特別対策におきまする國產生ワクチンの投与事業

は、ことしの二月中旬から下旬にかけて開始しております。この二十日現

て、この投与は大体予定どおり実施をしており、ただ、二、三なお中止をしておるところがありますが、こ

れらも四月以降続いて実施することに相なっております。

それから、投与の方法等につきまし

ては、御案内のように、保健所に対しまして十分に注意しております。すな

く、わち、生ワクチンの用法、貯蔵法、あるいは投与前の指導、投与の方法、ま

た、これに対する投与としてはならぬもの等につきましては、都道府県に

対しましてよく注意をし、たとえば、急性疾患にかかる者、または病後の衰弱者等については、投与を行なわないよう指導いたしますとともに、パンフレット等をつくりまして、投与会場の従業者にも配付いたし、十分の注意をいたしております。

また、投与後の健康管理等につきま

しても、異状を認めた場合の措置につ

いて、ただいまお話をありました義

務教育の者にも投与をしたらどうか、

これらの方々に公衆衛生のお手伝いを

してもらつておるのであります。お

話のような活用をばかりたい、かよう

に考えております。

また、事故の起きないよう、いろ

いろの点においてわれわれも万全の注

意をし、一般住民が安心のできるよう

し、必要があればこれもいたしたい、かよう

に考えておるものでございま

す。

なお、事故に対する責任問題でありますが、生ワクから明らかに事故が出

た、こうしたことになりますれば、国

としても責任を負わざるを得ない、か

れらはコレラのワクチンあるいは天然

痘等いろいろ関係をいたしておりますので、これらの関連も考慮して適当にいたしたい、かようと考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

この法律は、公布の日から施行す

ます。

また、この法律は、公布の日から施行す

ます。

3 基金は、前項の規定による政府

の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものと

する。

附 则

この法律は、公布の日から施行す

ます。

3 基金は、前項の規定による政府

の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものと

する。

この法律は、公布の日から施行す

ます。

3 基金は、前項の規定による政府

の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものと

長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案
正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 船田中殿

昭和三十九年三月十八日

本案は、臨時行政調査会の存続期限を本年九月三十日まで六カ月間延長します。

ようとするものであります。

本案の審議にあたりましては、特に

本日、質疑を終了いたしまして、直ちに採決の結果、本案は全会一致を

もつて原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

附則第五項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年九月三十日」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

この法律は、公布の日から施行する。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕
(第十六条 第二十条) を「第三章 削除」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

〔第三章 削除〕
第三条及び第四条 削除
第六条から第二十条まで 削除

第五十二条中「外国為替予算の外資に関する法律の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたしました。

○議長(船田中君) 外国為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたしました。

○議長(船田中君) この際、暫時休憩いたします。

午後五時三十六分休憩
午後十時五分開議
○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後十時五分開議
○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後十時五分開議
○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後十時五分開議
○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔第十六条 第二十条〕を「第三章 削除」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

〔第三章 削除〕
第三条及び第四条 削除
第六条 削除

第五十二条中「外国為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入」を「外國貿易及び國民經濟の健全な發展」に改める。

○議長(船田中君) 外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたしました。

○議長(船田中君) この際、暫時休憩いたします。

午後五時三十六分休憩
午後十時五分開議
○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後十時五分開議
○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後十時五分開議
○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔第十六条 第二十条〕を「第三章 削除」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

〔第三章 削除〕
第三条及び第四条 削除
第六条 削除

第五十二条中「外国為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入」を「外國貿易及び國民經濟の健全な發展」に改める。

○議長(船田中君) 外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

ます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求める。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

メタル書式ニ依ル表示ヲ為ス方

法

三 命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金納付計器(政府ノ指定シタル計器ニ政府ノ公示シテ印紙税現金納付計器(政府ノ指定シタル計器ニ政府ノ公示シタル形式ノ印影ヲ生ズベキ印

(以下納付印ト称ス)ヲ付シタルモノヲ謂フ(以下同ジ)ニ依リ印紙税額ニ相当スル金額ヲ明示シ

納付印ノ押捺ヲ為ス方法

第六条ノ三中「前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル」を「前項ニ規定スル」に認め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

政府ハ前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル過誤納アル場合ニ於テ当該規定ニ依リ現金ヲ以テ納付スル印紙税ニ充当スペキ旨ノ請求アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該充當ヲ為スコトヲ得る。

第六条ノ三の次に次の二条を加える。

印紙税現金納付計器ヲ設置セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クベシ

政府ハ前項ノ承認ヲ与フルニ当り印紙税保全上必要アリト認ムルトキハ当該印紙税現金納付計器ノ設置及使用ニ付条件ヲ付スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル設置ヲ廢止セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ

第一項ノ規定ニ依リ印紙税現金納付計器ノ設置ニ付承認ヲ受ケタル印紙計器ノ設置ニ付承認ヲ受ケタル者本法若ハ本法ニ基ク命令又ハ第二項ノ規定ニ依リ付シタル条件ニ違反シタルトキハ政府ハ其

ノ承認ヲ取消スコトヲ得

第六条ノ五 納付印又ハ当該納付印ノ印影ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ生ズベキ印ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ製造、販売又ハ所持スルコトヲ得ズ

第九条の次に次の二条を加える。

第九条ノ二 印紙税現金納付計器ノ販売業又ハ納付印ノ製造業若ハ販売業ヲ為サンタルトキ休止又ハ廃止セントスルトキ亦同ジ

第九条ノ三 印紙税現金納付計器ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税現金納付計器、政府ノ指定シタル計器、納付印及第六条ノ五ニ規定スル印ノ受入、貯藏又ハ販売ニ関スル事實ヲ帳簿ニ記載スベシ納付印ノ製造業者又ハ販売業者ノ製造又ハ販売スル納付印及第六条ノ五ニ規定スル印ニ付亦同ジ

第十条の次に次の二条を加える。

印影ヲ免ル目的ヲ以テ第一六条第三号ノ規定ニ依リ押捺セラレタル印影ヲ改変シ又ハ其ノスルモノヲ作成シタル者

六条ノ五ニ規定スル印、印紙税現金納付計器ノ販売業者ノ所持スル

政府ノ指定シタル計器又ハ前条ニ

規定スル者ノ所持スル同条ノ規定ニ係ル物件ノ製造、受入、貯藏若ハ販売ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ

物件ハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルベシ

第十二条を次のように改める。

第十四条中「前条」を「第十三条规定スルサズ」を「表示ヲ為サズ若ハ納付印ノ押捺ヲ為サズ」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十四条中「第十三条」を「第十三条规定スルサズ」に改める。

第十二条左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一万円以下ノ罰金又ハ料二

一 第九条ノ二ノ規定ニ依ル申告

二 第九条ノ三ノ規定ニ依ル帳簿

三 第十条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒

一 第九条ノ二ノ規定ニ依ル申告

二 第九条ノ三ノ規定ニ依ル帳簿ヲ隠匿シタル者

三 第十条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒

二 印紙税ヲ免ル目的ヲ以テ第一六条ノ四第一項ノ規定ニ依リ其

ノ設置ニ付承認ヲ受ケタル印紙

税現金納付計器ニ不正ナル操作ヲ加ヘタル者

三 第六条ノ五ノ規定ニ違反シタル者

第十四条中「前条」を「第十三条规定スルサズ」に改める。

第十四条中「第十三条」を「第十三条规定スルサズ」に改める。

第十二条左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一万円以下ノ罰金又ハ料二

一 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

二 この法律による改正前の印紙税

法第六条ただし書の規定により政

府の承認を受けた一定の表示につ

いては、なお従前の例による。

三 この法律の施行の際、印紙税

第六条ノ五に規定する納付印又は当該納付印の印影に紛らわしい外

觀を有するものを生ズべき印を所

持する者がある場合において、そ

者の者が当該物件につき、政令で定

めるところにより、この法律の施

行後一月以内に政府の承認を受けたときは、その者が当該物件につ

きこの法律の施行の日に同条の規

定による承認を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際、印紙税法

第九条ノ二に規定する印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の

製造業者若しくは販売業を行なつてゐる者が、政令の定めること

により、この法律の施行後一月以内に、その旨を政府に申告した場合には、この法律の施行の日に

同条の規定による申告があつたものとみなす。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求

めます。大蔵委員長山中貞則君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山中貞則君登壇〕

○山中貞則君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、外国為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが国は、世界経済の趨勢に従い、開放経済体制への移行を進めており、その一環として、四月一日から国際通貨基金八ヶ条圏へ移行するのに伴い、加盟国の義務として、国際收支上の理由で經常取引のための支払い及び資金移動について為替制限をしてはならないことになりますので、この法律案は、これに即応して、外国為替、外國貿易その他の对外経済取引に関する法制を整備しようとするものであります。

この法律案の概要を申し上げます

まず第一は、外國為替及び外國貿易管理法の一部改正であります。
すなわち、經常取引のための支払い及び資金移動に対する為替制限を撤廃しておき必要がありますので、外國為替予算制度を廃止するとともに、外國為替予算の廃止に伴い、外國為替予算の作成を主たる任務としている關僚審議会も廢止しようとするものであります。

おなじく、外因為替手帳制度の廃止に伴い、今後の輸入貿易の管理は為替管理制度によらない方法でこれを行ない得るよう所要の改正を行なうものであります。

その第一は、外国為替予算制度の廢止に伴い、導入外資の対価、果実、元本、補償金等の支払い予定額を外国為替予算に計上する措置を廃止することとあります。

その第二は、外国投資家による株式または持ち分の取得は、すべて外資に関する法律の認可を受けなければならぬこととし、そのかわり、認可を受けて導入された外資の果実及び元本の対外送金は、弊害のない限り自由に認めることにしております。

その第三は、契約期間または対価の支払い期間が一年をこえる技術援助助成金

約の締結並びに受益証券、社債及び債券の納入に付ける金債権の取得については、その対価、果実または元本の対外送金の希望の有無にかかわらず、外資に関するものであります。

その第四は、從来、主務大臣の事務の一部を日本銀行に委任し得ることとなつておられたのを、さらに外國替公認銀行にも委任し得るようになります。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、印紙税の納付方法の一つとして、納税者の便宜に供するため、印紙の貼用にから、昭和三十七年四月以後、法律の委任に基づき、大蔵省令によつて採用されております。印紙税現金納付計器による納税制度について、その普及状況に顧み、これも法律に明定し、計器の設置及び納付印紙の製造等に關し、承認制度を設けるとともに、計器の販売業者または納付印紙の製造業者等につき、その開業業界に対する罰則規定を整備しようとするものであります。

また、以上のほか、印紙税にかかる過誤納額を、現金で納付する印紙税に充當することができるよう所要の措置を講ずることにしております。

約の締結並びに受益証券、社債及び貸付金債権の取得については、その対価、果実または元本の対外送金の希望の有無にかかわらず、外資に関する法律の認可を要することにするものであります。

その第四は、従来、主務大臣の事務の一部を日本銀行に委任し得ることとなりましたので、さらに外国を替公認銀行にも委任し得るようにいたしてあります。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

以上兩法律案は、參議院先議の後、本院に送付されたものでありまして、当委員会において慎重に審議し、特に外為法及び外資法改正案については、國際取支と外貨準備高、海運収支等貿易外収支の改善策、觀光渡航の自由化、輸出振興と国産愛用、外資導入と中小企業等国内産業の保護、共産圏貿易、低開発國援助等について、熱心な質疑が行なわれました。

次いで、本日、質疑を終了し、外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、細委員は日本社会党を代表して本案に反対する旨、また、竹本委員は民主社会党を

○堀昌雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案に反対の理由を申し述べます。(拍手)

本案は、わが国が国際通貨基金協定八条国へ移行するのに伴い、加盟国の義務として、国際収支上の理由で經常取引の支払いについて為替制限をしてはならないこととなるので改正を行なうのでありますけれども、これまで IMF八条国に移行いたしました國が、その移行直前に、国際収支の不安をもとにして公定歩合の引き上げを行なつた國は、その例がございません。(拍手)このことはわが國の現在の外貨準備のきわめて不安定な状態を物語つておるのでありまして、わが國の現在の外貨準備のあり方は、おそらく本日では二十億ドルに近い状態にはなつてゐると思うのでありますけれども、この中に占めておりますところの資本収支の黒字といふものは、おそらく八億五千万ドルに達するであろうと考えられます。しかし、この八億五千万博ルの資本収支の黒字の中身を調べてみますならば、その中には三億六千六百万ドルにのぼるところの短期収支の黒字が計上をされておるわけがございます。皆さ

ダラーの取り入れの状態を調べてみますならば、いつもの例でありますならば、一ヶ月未満ものが5%，一ヶ月もので二〇%，三ヶ月もので四〇%，六ヶ月もの三〇%，一年以上五%というのが通例の姿でございますけれども、最近の状態は、一ヶ月もの未満で四〇%にのぼるという、まさに短期収支の中身は不安定きわまりない状態にあるわけでござります。

さらに、私どもは現在の世界的な状態を振り返ってみると必要があると思うのでございます。第十八回 IMF 総会におきましては、今後の国際流動性の問題につきましては、次のような取りきめが行なわれておるわけであります。少なくとも IMF は、今後その資金の量的、質的な改善を行なうことによらなければ、今後のドル不安を防ぐことはできないということが問題となつておるのでありますけれども、アメリカの対外収支の赤字は、昨年は三十五億ドルでございましたけれども、本年はやはり三十三億ドルにのぼる赤字をもたらしておるのであります。このようなアメリカの金準備の不足、不安というものが今後の流動性の問題の上に大きな意味を持つております。このように金外貨準備の中の二三%にすぎない

記帳の義務及び検査受認義務を設けるほか、これらの違反行為に対する罰則規定を整備することとしている。

また、以上のほか、印紙税に係る過誤納については、現金で納付する印紙税に充当することができるとの措置を講ずることとしている。

二 議案の可決理由

印紙税現金納付計器による印紙税納付制度の普及状況にかんがみ、時宜に適する措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月三十一日

大蔵委員長 山中 貞則
衆議院議長船田中殿

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(ただし良質紙は二十円
(配送料とも)

発行所

東京都港區赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 五二一
（配代）

官
契
課
（代）